

哺乳類・鳥類及び爬虫類に属する実験動物以外の動物使用についての申合せ

令和4年 1月20日制定

令和4年 8月 1日改正

香川大学において、哺乳類・鳥類及び爬虫類に属する実験動物以外の動物を使用する場合には、下記のとおり申合せのものとする。

記

1. 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する実験動物以外の動物のうち、両生類及び魚類を使用する動物実験計画を本申し合わせの対象とする。
2. 哺乳類・鳥類及び爬虫類に属する実験動物以外の動物を使用する場合には、香川大学動物実験規則第30条に基づき、申請可能とする。

<動物実験規則第30条>

第30条 第3条第7号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等に供する場合には、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めるものとする。